修習開始に当たって

R2．3．2

大阪地方裁判所

説明の概要

1. 司法修習生の身分等
   - ① 裁判所法等による定め
   - ② 司法修習生に対する監督
   - ③ 非違行為による罷免等
2. 司法修習生の義務等
   - ① 修習専念義務
   - ② 兼業・兼職の禁止
   - ③ 守秘義務
   - ④ 欠席の取扱い
   - ⑤ 配布物の熟読
   - ⑥ 提出物・届出の期限厳守と内容の適正
3. 取材への対応

1. 司法修習生の身分等

（ハンドブック6，13頁・オリエンテーション4頁参照）

① 裁判所法等による定め

・ 身分は公務員ではないが，最高裁判所に採用された公務員に準ずる立場となる。

② 司法修習生に対する監督

・ 修習の全期間を通じて，修習に関して司法研修所長の統轄に服する。

・ 実務修習期間中は，司法研修所長から実務修習の委託を受けた
　　裁判修習＝地方裁判所長
　　検察修習＝検事正
　　弁護修習＝弁護士会会長
　の監督を受ける。

1. 司法修習生の身分等

（ハンドブック6，9，15頁・オリエンテーション9，10頁参照）

③ 非違行為による罷免等

・ 裁判所法第68条

① 最高裁判所は，司法修習生に成績不良，心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは，最高裁判所の定めるところにより，その司法修習生を罷免することができる。

② 最高裁判所は，司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは，最高裁判所の定めることろにより，その司法修習生を罷免し，その修習の停止を命じ，又は戒告することができる。

・ 司法修習生に関する規則第17条2項

法第68条第2項の最高裁判所の定める事由は，品位を辱める行状，修習の態度の著しい不良その他これらに準ずる事由とする。

2. 司法修習生の義務等

① 修習専念義務
② 兼業・兼職の禁止
③ 守秘義務
④ 欠席の取扱い
⑤ 配布物の熟読
⑥ 提出物・届出の期限厳守と内容の適正

2. ① 修習専念義務

（ハンドブック6頁・オリエンテーション6頁参照）

- 司法修習生は，修習期間中，その全力を修習のために用いて修習に専念する義務を負う。

2. ② 兼業・兼職の禁止

（ハンドブック6，13，27頁・オリエンテーション6，7頁参照）

- ■ 司法修習生に関する規則第2条

> ・ 司法修習生は，最高裁判所の許可を受けなければ，公務員となり，又は他の職業に就き，若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

- ■ 平成29年11月1日付け司研企二第1018号司法研修所長通知「司法修習生の規律等について」第7の2

> ・ 司法修習生は，司法修習生に関する規則第2条に規定する場合を除くほか，司法研修所長の許可を受けなければ，学業その他の業務に就くことができない。

⇒ 許可を得ずに兼業・兼職を行うことは，非違行為となる。

2. ② 兼業・兼職の禁止

（ハンドブック6，13，27頁・オリエンテーション6，7頁参照）

- 令和元年10月18日付け司法研修所事務局長事務連絡「司法修習生の兼業について」

・司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることについては，これまでの取扱いを緩和している。

⇩

事例ごとに個別具体的な事情を確認する必要があり，許否の判断にはある程度の期間を要するため，兼業の許可が必要な場合には，余裕を持って申請すること。

2. ③ 守秘義務

（ハンドブック6，13頁・オリエンテーション7～9，21頁参照）

■ 司法修習生に関する規則第3条

司法修習生は，修習にあたって知った秘密を漏らしてはならない。

● 事件記録の取扱い

事件記録及びそのコピーの紛失・流出・破損等は，自己の責任のほか事件担当書記官の管理責任問題にもなりかねないので注意する。

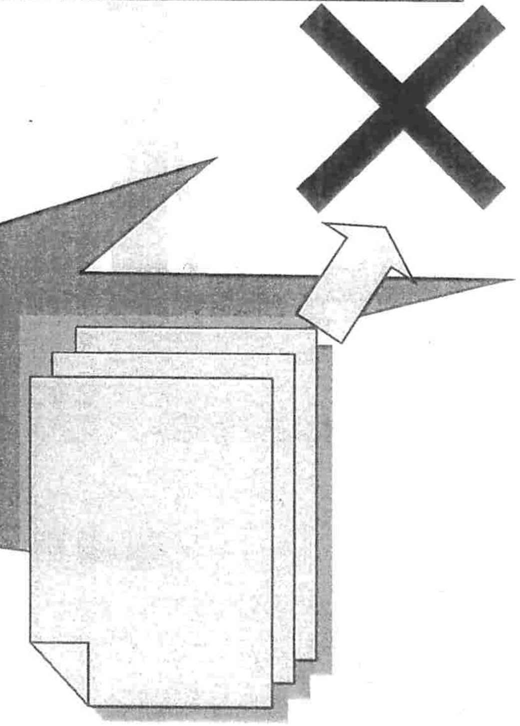

2. ③ 守秘義務

（ハンドブック6，13頁・オリエンテーション7～9，21頁参照）

■ 司法修習生に関する規則第3条

司法修習生は，修習にあたって知った秘密を漏らしてはならない。

● 公共の場での会話等

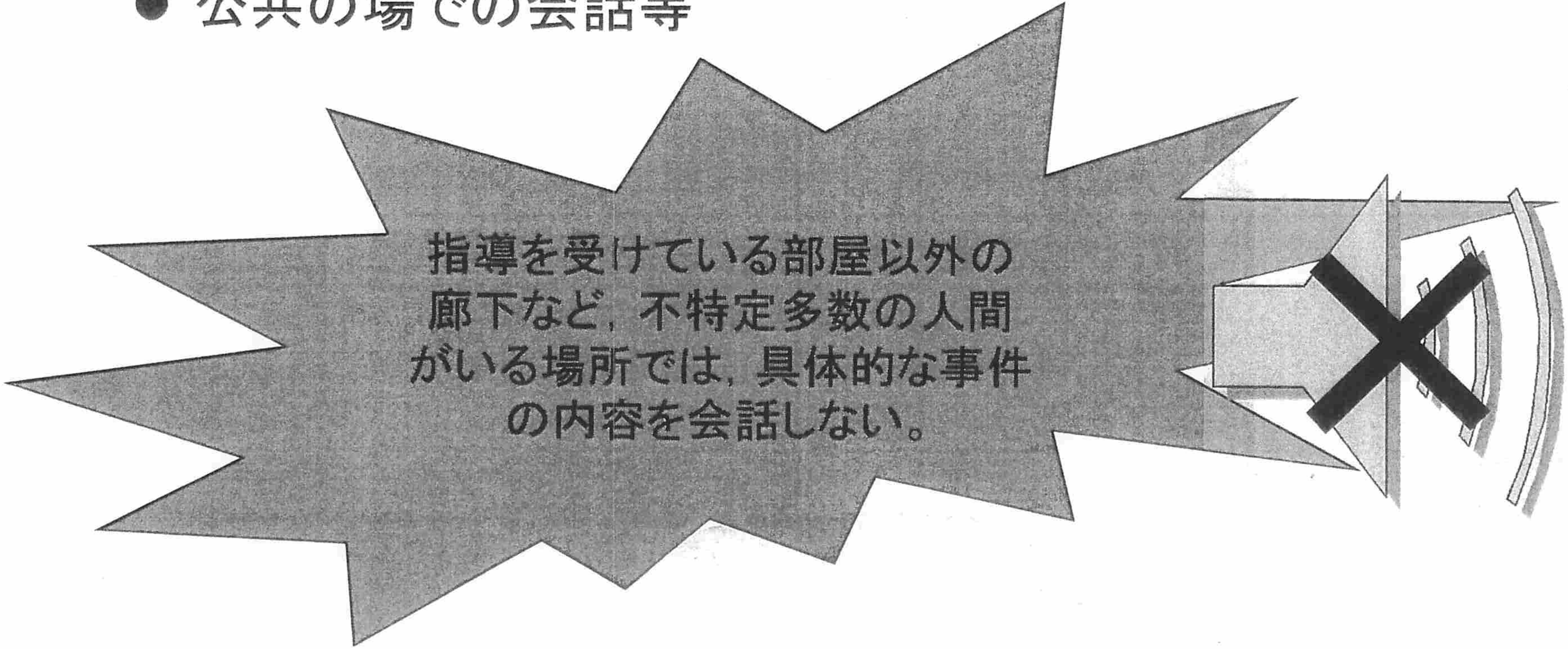

2. ③ 守秘義務

（ハンドブック6，13頁・オリエンテーション7～9，21頁参照）

■ 司法修習生に関する規則第3条

司法修習生は，修習にあたって知った秘密を漏らしてはならない。

● セキュリティ対策

インターネットのブログやツイッター，フェイスブックに事件情報を書き込んだり，私物パソコンやUSBメモリなどで事件情報を持ち出して紛失・盗難に遭ったりすることのないように注意する。

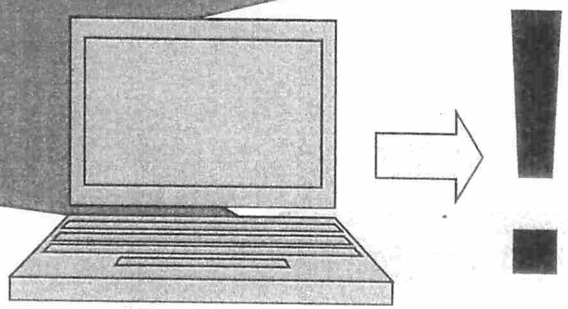

2. ③ 守秘義務

（ハンドブック6，13頁・オリエンテーション7～9，21頁参照）

■ 司法修習生に関する規則第3条

司法修習生は，修習にあたって知った秘密を漏らしてはならない。

- 事件記録の取扱い
- 公共の場での会話等
- セキュリティ対策

⇒ 守秘義務違反は非違行為に当たる

2. ④ 欠席の取扱い

（ハンドブック6，13，25，26頁・オリエンテーション11～17頁参照）

- 司法修習生には休暇という概念はない。

2. ④ 欠席の取扱い

（ハンドブック6，13，25，26頁・オリエンテーション11～17頁参照）

- 土曜，日曜，祝日，12月29日から翌年1月3日までの日を除き，修習できない日は原則として「欠席」として取り扱われる。

2. ④ 欠席の取扱い

（ハンドブック6，13，25，26頁・オリエンテーション11～17頁参照）

- 例外的に，病気等の正当な理由によって欠席した場合は，所定の日数（45日以内）は，修習した期間とみなす。

※ **欠席する場合は，事前承認が必要。**

↓

無断欠席や，正当でない欠席は非違行為の対象となる。

2. ④ 欠席の取扱い

（ハンドブック6，13，25，26頁・オリエンテーション11～17頁参照）

- 自由研究日は休暇ではなく，出席を要しないだけで，現に修習できない事情（旅行等）があるときは，欠席として取り扱われる。

2. ⑤ 配布物の熟読

- 修習期間中は，様々な資料や事務連絡が配布されるが，すべて熟読し，修習に遺漏のないように各自のスケジュール管理をしておくこと。

↓

修習予定を失念して，当該修習を受けられなかったり，場合によっては非違行為に当たることもある。

2. ⑥ 提出物・届出の期限厳守と内容の適正 （オリエンテーション21頁参照）

- 各種提出物や届出の期限を守らないことにより，不利益を受けることがある。
- 虚偽の申告をしないこと，届出内容に変更があった場合に速やかに届け出る等，届出と実態の乖離がないようにすること。

⇩

虚偽の申告等をすることは，非違行為に当たる。

3. 取材への対応

- 司法研修所の許可が必要であり，取材の申込を受けた場合は，必ず事前に修習事務担当者に申し出ること。
- 修習専念義務，守秘義務を負っていることを忘れないようにすること。